

令和4年度 第12回農業委員会総会 (5.3.20)  
開 会 午後2時 小平市役所 6階 601会議室

議 長～ ただいまから、令和4年度・第12回農業委員会を開催します。  
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、  
お願いいたします。  
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい  
ませんか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 5番 井上委員、6番 小林委員にお願いします。

**第1号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件**

議 長～ 1番 申 請 者  
2番 申 請 者

以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番及び2番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるため  
の適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。  
3月16日の午前に5番井上委員と4番當間委員で調査を行いました。

1番・2番は関連しておりますので、まとめて説明いたします。

1番

2番

現地案内図は、1ページ、1番、2番です。

(1番2番の説明) 5番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番井上委員～ 3月16日、4番當間委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、畑として  
適正に管理されており問題ありません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上2件を適格者として証明することに決定いたします。

## 第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

---

議長～ 3番 申請者  
4番 申請者  
5番 申請者  
6番 申請者  
7番 申請者

以上5件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 3番から7番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。  
3月16日の午前に5番井上委員と4番當間委員、午後に11番荒井委員と14番竹川委員で調査を行いました。

3番  
現地案内図は、2ページ3番です。  
11番荒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番荒井委員～ 3月16日、14番竹川委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、畑として適正に管理されており問題ありません。

事務局～ 4番  
現地案内図は、3ページ、4番です。  
5番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番井上委員～ 3月16日、4番當間委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、畑として適正に管理されており問題ありません。

事務局～ 5番  
現地案内図は、4ページ、5番です。  
11番荒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番荒井委員～ 3月16日、14番竹川委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、畑として適正に管理されており問題ありません。

事務局～ 6番  
現地案内図は、5ページ、6番です。  
11番荒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番荒井委員～ 3月16日、14番竹川委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、畑として適正に管理されており問題ありません。

事務局～ 7番

現地案内図は、6ページ、7番です。

5番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番井上委員～ 3月16日、4番當間委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、畑として適正に管理されており問題ありません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上5件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

議長～ 以上が今月の議案でございます。

次に、2月13日から3月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

## 専決処理規程による会長専決の報告について

### 第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議長～ 8番 申請者

9番 申請者

以上2件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局で行っております。

8番

現地案内図は、7ページ、8番です。

転用目的は共同住宅です。現況は畑でございます。

9番

現地案内図は、8ページ、9番です。

転用目的は専用住宅です。現況は畑でございます。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を2月24日、3月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

**第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)**

議 長 ～

- 10番 譲受人  
譲渡人
- 11番 譲受人  
譲渡人
- 12番 譲受人  
譲渡人
- 13番 譲受人  
譲渡人
- 14番 譲受人  
譲渡人
- 15番 譲受人  
譲渡人
- 16番 譲受人  
譲渡人
- 17番 譲受人  
譲渡人

以上8件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局で行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

10番

現地案内図は9ページ、10番です。

転用目的は公衆用道路で、権利の内容は所有権の移転です。現況は公衆用道路でございます。

11番

現地案内図は10ページ、11番です。

転用目的は雑種地で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

12番

現地案内図は11ページ、12番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

### 13番

現地案内図は12ページ、13番です。

転用目的は敷地拡張で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

### 14番

現地案内図は13ページ、14番です。

転用目的は専用住宅および資材置場で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

### 15番

現地案内図は14ページ、15番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

### 16番

現地案内図は15ページ、16番です。

転用目的は専用住宅及び駐車場で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑及び宅地でございます。

### 17番

現地案内図は16ページ、17番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上8件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を3月3日及び3月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

### **生産緑地の取得あっせんについて**

議 長～ 生産緑地の取得あっせんについて3件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

- 18番
- 19番
- 20番

各物件における所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。  
以上でございます。

**議 長** ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。